

脱炭素先行地域計画変更案の作成の目安

- 1 要領第3の1の(1)における対象とする地域の範囲・規模を相当程度変更する場合については、民生部門の電力需要量が、選定当初から概ね30%を超えて増減する場合とする。
- 2 要領第3の1の(2)における共同提案者を変更する場合については、共同提案者の追加又は削除を行う場合とする。
- 3 要領第3の1の(3)における脱炭素先行地域内の民生部門に供給される再エネ等の電力供給量に相当程度影響を与える変更がある場合とは、以下のものを指す。
 - (1) 再エネ等の電力供給量が、選定当初から概ね30%を超えて増減する場合
 - (2) 自家消費等の割合(%)が、選定当初から概ね10ポイントを超えて増減する場合
 - (3) 当該選定地域のある地方公共団体内で発電する再エネ電力量の割合(%)が、選定当初から概ね10ポイントを超えて増減する場合
- 4 要領第3の1の(4)における省エネによる電力削減量に相当程度影響を与える変更がある場合については、省エネによる電力削減量が、選定当初から概ね30%を超えて増減する場合とする。